

令和6年度第1回愛知県都市計画審議会

令和6年7月9日（火）午後1時30分

愛知県庁本庁舎 2階 講堂

【事務局：都市計画課】

皆様、佐藤委員は少し遅れておりますが、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、傍聴される方へお願いです。

携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただき、静粛に傍聴してくださいますようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。

その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事進行に御協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

会長の秀島でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年度第1回愛知県都市計画審議会の開催に当たりまして、お忙しい中、皆様御出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様方には、専門的な見地から活発に御発言いただきますとともに、議論が円滑に進みますよう、御協力のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

ここで、本日の会議で使用する資料について御説明いたします。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も御用意しておりますので、必要な場合は職員にお声がけください。

次に、本年度、委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押しで起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料1を表示させてく

ださい。

次に、画面左上の「0 次第等」と書かれた資料をタップしてください。画面を右から左に送り2ページ目を開いていただきますと、愛知県都市計画審議会委員名簿が表示されますので、御覧ください。

それでは、新たな委員を御紹介申し上げます。

まず、市町村の長を代表して委員をお願いいたしました、大府市長の岡村秀人委員でございますが、本日は所用により欠席でございます。

次に、県議会の議員として委員をお願いいたしました皆様を御紹介申し上げます。

伊藤辰夫委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 伊藤辰夫】

よろしく願いいたします。

【事務局：都市計画課】

山田たかお委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 山田たかお】

よろしく願います。

【事務局：都市計画課】

佐藤英俊委員は、少々遅れております。

横田たかし委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 横田たかし】

よろしく願いいたします。

【事務局：都市計画課】

黒田太郎委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 黒田太郎】

よろしく願います。

【事務局：都市計画課】

桜井秀樹委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 桜井秀樹】

よろしく願います。

【事務局：都市計画課】

以上でございます。

次に、本年度の幹事の紹介でございます。

タブレットの3ページ目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、紹介はこの名簿をもって代えさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることとなっております。秀島会長、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明のとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、中野牧子委員、山田たかお委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

また、先ほど事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いしました岡村秀人委員、県議会の議員として委員をお願いしました委員のうち、伊藤辰夫委員、山田たかお委員、黒田太郎委員。以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「知多市における特殊建築物の敷地の位置について」の2議案でございます。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」より御説明いたします。

お手元のタブレットで、「第1号議案」をタップしてお開きください。

画面を順次スワイプして横に動かしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目でございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は1ページから5ページ、議案概要

説明書は1ページ、図面は第1号議案の図面番号1と2が該当箇所になりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただく東浦石浜工業地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、知多都市計画区域に含まれる東浦町の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う場所は、画面中央下の赤色斜線で示しております東浦石浜工業地区、面積約48.3haでございます。

本地区は、画面左側の知多半島道路東浦知多インターチェンジから南東方向へ約3kmに位置しています。また、地区東側には県道東浦名古屋線、北側には県道東浦阿久比線、北西側には町道森岡藤江線が隣接しており、交通の利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。

赤色の斜線は、東浦石浜工業地区の区域を示しております。本地区は、東浦町の中央部に位置し、愛知県企業庁による内陸用地造成事業により整備された地域です。東浦町都市計画マスタープランにおきまして、工業団地整備などにより計画的な基盤整備によって形成された工業地として、引き続き工業地としての土地利用を図る既存工業地として位置づけられている地区です。今回、東浦町が同時に決定する地区計画に基づき、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に併せて東浦町が定めることとしております。

以上、この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき令和6年4月12日から4月26日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見の提出はございませんでした。

また、本地区について、都市計画法第18条第1項に基づき東浦町に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の伊藤友之委員には御退席いただきます。

どうもありがとうございました。

(臨時委員 退席)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

続きまして、第2号議案「知多市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：知多建設事務所】

知多建設事務所建築課長の谷川でございます。よろしくお願いたします。

第2号議案「知多市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、お手元のタブレットで「第2号議案」をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。紙資料をお持ちの方につきましては、議案書の7ページから9ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1から3となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。タブレットは4ページ、紙資料は議案概要書の2ページを御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者はオオノ開発株式会社 代表取締役大野照旺。名称は、(仮称)フレップ知多 高効率発電(焼却)施設。敷地の位置は、知多市北浜町11番1の一部、11番24の一部。敷地面積は2万2,678.47m²。

処理施設の能力は、汚泥の焼却を1日当たり30.00t、廃油の焼却を1日当たり98.78t、廃プラスチック類の破碎を1日当たり184.80t、廃プラスチック類の焼却を1日当た

り 48.84 t、木くずの破碎を 1 日当たり 292.80 t、産業廃棄物の焼却を 1 日当たり 148.80 t となっております。また、一般廃棄物の焼却が 1 日当たり 121.58 t となっております。

建築物は、延べ面積 1 万 7,742.09m² の施設が 1 棟でございます。

申請者は、県外ではありますが、昭和 63 年より産業廃棄物処理業の許可を受け、汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず等の焼却処理を行っております。

この度、中部圏の産業廃棄物処理のニーズに対応するため、焼却施設を新たに計画したところ、基準といたしまして、工業専用地域における汚泥の焼却施設の処理能力が 1 時間当たり 0.2 t、廃油の焼却施設の処理能力が 1 時間当たり 0.2 t、廃プラスチック類の破碎処理の処理能力が 1 日当たり 5 t、廃プラスチック類の焼却施設の処理能力が 1 時間当たり 0.1 t、木くずの破碎処理の処理能力が 1 日当たり 5 t、産業廃棄物の焼却施設の処理能力が 1 時間当たり 0.2 t。これらの基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要になったものでございます。

今回の計画では、産業廃棄物の焼却処理時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行うサーマルリサイクルにより、環境に配慮した事業を行う計画でございます。

なお、公害対策には万全を期するとともに、敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画でございます。

また、一般廃棄物の焼却につきましては、令和 6 年 3 月 15 日に知多市都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

次に、図面番号 1 の総括図を御覧ください。タブレットは 5 ページ、紙資料は図面番号 1 を御覧ください。

図面中央やや左上の赤丸で示した、「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は知多市の北西部に位置し、知多市役所より北西へ直線距離で約 1.3km の工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号 2 の付近状況図を御覧ください。タブレットは 6 ページ、紙資料は図面番号 2 を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤枠斜線で示した部分でございます。周囲の状況は、南側の先が知多市道 70001 号線。その他の周囲は全て、申請者が所有する工場となっております。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。タブレットは 7 ページ、紙資料は図面番号 3 を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗り潰しが今回

新築する建築物、建築物内中央の紫色の破線が廃棄物処理装置である焼却施設及び破碎機でございます。敷地への車両出入口は黒い三角形で示しており、幅員 20m の知多市道 70001 号線に接しております。敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、環境整備に努めております。さらに、従業員用の駐車場を敷地内に確保し、かつ、搬出入車両の待機場所を施設内に適切に確保するなど、搬出入計画においても周辺への影響を少なくするよう計画しております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、大気質、騒音、振動、悪臭の項目は環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である知多市からは、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

説明は以上でございます。

よろしく審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

【委員：愛知県議会議員 山田たかお】

ちょっと質問であります。名称についてです。

仮称になっておりますので、まだ決定ではないかもしれませんが、「フレップ知多高効率発電（焼却）施設」になっておりますが、この焼却のところに括弧書きがついています。この括弧書きの意味をまず教えていただけますか。

【説明者：知多建設事務所】

括弧書きの意味という視点では、説明を事業者から受けてございませんけれども、基本的には焼却施設ということございまして、それに対して事業者が、高効率であるということと、発電を兼ねているという意味合いで、こういった仮称になっていると理解してございます。

【委員：愛知県議会議員 山田たかお】

この表示を見ますと、これ、もともとは産業廃棄物の焼却施設だと思うんですね、今回の申請が。この括弧の中を抜いてしまうと、高効率発電施設というふうになります。一般の方がこの表示を見たときに、これは発電施設なんだというふうに思う可能性があります。

本来はこれ、焼却施設でありますので、この名称について問題がないか教えてください。

【説明者：知多建設事務所】

仮称ですので、御意見いただいた内容について、事業者のほうに十分に説明させていただきますので、その点で事業者にも再検討等をしてもらうこととしたいと思っております。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、他に御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様にも2点御報告したいとの申出がありました。

報告事項は、「名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状状況について」及び「浜松湖西豊橋道路の現状状況について」でございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【説明者：都市計画課】

都市計画課岩越といたします。よろしく申し上げます。

報告事項について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

タブレットは、「3 報告事項」をお開きください。モニターにも同じものを映します。

本日御説明させていただく名岐道路と浜松湖西豊橋道路につきましては、現在、都市計画及び環境影響評価手続を進めている路線でございます。

これまで都市計画審議会において手続の進捗状況等を説明させていただいているところでございます。前回は2月に御報告させていただいておりますので、それ以降の状況について御報告させていただきます。

まず、名岐道路の概要について御説明いたします。右肩番号1のページを御覧ください。

名岐道路は、一宮市を介して名古屋都心部から岐阜都市圏域を結び、この地域の社会経

済活動を支える重要な道路です。

今回は、既に整備が完了しております名古屋高速道路の一宮東出口から、東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジまでの約7.5kmの区間を都市計画に定めようとするものです。

また、名岐道路は環境影響評価が必要な都市計画であることから、本都市計画審議会において環境影響評価調査専門部会を設置して、調査・審議を行っていただいているところでございます。

2ページを御覧ください。都市計画及び環境影響評価手続の流れと現在の進捗状況、今後の流れについて御説明いたします。

現在は、右側に「現在の段階」と記載しているところまで進んでおります。

前回、2月の都市計画審議会での報告以降、3月に知事から環境影響評価準備書に対する意見がありましたので、5月9日に第7回の専門部会を開催いたしました。そこで知事意見に対する都市計画決定権者の見解と環境影響評価書案について御審議いただきました。環境影響評価書は5月10日に国土交通大臣に送付しており、現在は国土交通大臣の意見を待っているところでございます。

今後、大臣の意見が届きましたら、その意見を踏まえて環境影響評価書の補正を行い、第8回専門部会で御審議いただく予定としております。その後、名岐道路の都市計画案と併せて環境影響評価書を都市計画審議会に付議させていただく予定でございます。

よろしく願いいたします。

名岐道路については以上となります。

引き続き、浜松湖西豊橋道路の手続状況について御説明いたします。

浜松湖西豊橋道路につきましては、今年度初めての報告となります。

浜松湖西豊橋道路は、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションと三河港区域を結び、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路などと併せて広域道路ネットワークを形成する路線でございます。

本路線は、豊橋市、静岡県湖西市、浜松市にまたがることから、都市計画決定権者が愛知県、静岡県、浜松市に分かれております。本県においては、豊橋市内の延長約13kmについて都市計画手続を実施しております。

また、名岐道路と同様、環境影響評価が必要な都市計画であることから、本都市計画審議会において環境影響評価調査専門部会を設置して、調査・審議を行っていただいている

ところでございます。

2ページを御覧ください。

手続の状況についてですが、現在は、右肩に「現在の段階」と記載しているところまで進んでいます。

前回、2月の報告以降、第1回専門部会、第2回専門部会を開催しております。そこで御審議をいただきながら、都市計画に定めようとする目的や概略ルートに記載した都市計画の案を作成するための基本方針案、及び環境影響評価をどのような方法で行うかということに記載した環境影響評価方法書を作成いたしました。この基本方針案及び方法書につきましては、来週、7月19日から1か月間縦覧に供するとともに、来月、8月4日には豊橋市内で説明会を開催する予定でございます。

その後、一般の方や知事から意見を聞き、それらの意見を踏まえまして、基本方針と環境影響評価の方法を決定してまいります。

浜松湖西豊橋道路の手続状況については以上でございます。

今後も、手続の進捗に合わせまして適宜御報告させていただきます。

報告事項は以上となります。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの報告につきまして御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、傍聴された方へのお願いです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

以上もちまして令和6年度第1回都市計画審議会を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただきましたことを、事務局からも厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

(閉会 午後2時01分)